

在宅医療情報連携加算について

患者さまに質の高い在宅医療・訪問診療を提供するため、地域の連携する機関・介護施設/事業所等（以下、「連携機関」という）との間において ICT ツール（情報通信技術）で情報共有体制を構築しています。

【ICT を活用した連携体制について】

患者さまの同意を得て、病状、処方内容、検査結果、ケアの状況等の情報を連携機関とオンライン上で共有しています。これにより緊急時や病状変化の際にも、迅速かつ適切な対応が可能となります。

【主な活用ツール】カナミック/メディカルケアステーション（MCS）等

【主な連携機関】＊順不同

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・アップルハート大野城ケアプランセンター | ・アップルハート訪問看護ステーション大野城 |
| ・こよいの里訪問看護ステーション | ・サンテルム延寿館 |
| ・地域共生ホームこよいの里 | ・りあん筑紫野 |
| | 他多数 |

※連携機関は、患者さまのサービス事業所によりその都度異なります。

<診療報酬の算定について>

厚生労働省が定める基準に基づき「在宅医療情報連携加算」を算定いたします。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、医療 **DX** 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための情報を取得・活用し、以下の体制を整備しております。

① オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認を行う体制を整備しており、受診された患者さまに対し、受診履歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

② マイナ保険証の利用促進

マイナ保険証を活用し、医療 **DX** を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

③ 電子処方箋の発行体制

電子処方箋を発行する体制を整えております。

④ 電子カルテ情報共有サービスの活用

電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を導入予定です。

⑤ サイバーセキュリティ対策の実施

厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、適切なセキュリティ対策を講じております。